

富山大学芸術文化学部規則

平成17年10月1日制定	平成18年2月16日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成22年6月9日改正
平成23年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年4月1日改正	平成26年4月1日改正
平成27年3月5日改正	平成28年2月10日改正
平成29年2月8日改正	平成30年2月14日改正
平成31年2月13日改正	令和元年9月24日改正
令和2年1月15日改正	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則（以下「学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、富山大学芸術文化学部（以下「本学部」という。）の教育研究上の目的、授業科目、履修方法、試験、卒業、研究生及び科目等履修生等に関する事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、芸術文化に対する感性と幅広い分野の知識・技術を活用し、人間と自然や社会との関わりを見つめ、そこに存在する数々の問題を発見し、解決しようと自発的に行動する意欲的な人材の育成を目的とする。

(学科及びコース)

第2条 本学部に芸術文化学科を置く。

2 前項に規定する学科に次のコースを置く。

美術・工芸コース

デザインコース

建築デザインコース

地域キュレーションコース

(教員組織)

第2条の2 芸術文化学科に、学則第7条第2項に定める教員組織として芸術文化学講座を置く。

(授業科目、履修方法及び履修期間)

第3条 本学部の教育課程は、専門教育科目（本学部が開設する授業科目をいう。以下同じ。）及び教養教育科目（富山大学教養教育履修規則第5条第2項に規定する教養教育の授業科目をいう。以下同じ。）により編成する。

2 専門教育科目の種類、単位数及び履修方法は、別表Iのとおりとする。

3 教養教育科目及びその単位数、修得単位数その他履修に関することは、富山

大学教養教育履修規則の定めるところによる。

4 履修期間は4年とし、これを8学期に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第3条の2 学生が各年次にわたって適切に専門教育科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定めるところによる。

2 学部が別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(卒業に必要な修得単位数)

第4条 学生は、卒業に必要な修得単位数として、別表Ⅱに定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第5条 専門教育科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

第6条 学生は、履修しようとする専門教育科目について、あらかじめ所定の期間内に履修申告をしなければならない。

(他の学部の授業科目の履修等)

第7条 学則第63条の規定により、本学部学生が他学部の授業を履修しようとするときは、あらかじめ所定の手続きにより学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

2 学部長は、教授会の意見を聴いて、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、卒業要件単位に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、教育職員免許法で定める教職に関する科目については、卒業要件単位に含めることはできないものとする。

第8条 他学部学生が所属学部長を経て専門教育科目の履修を願い出たときは、学部長はこれを許可することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 学部長は、本学部学生が、学則第64条の規定により、他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において、当該大学の授業科目の履修を願い出たときは、教授会の意見を聴いて、許可することができる。

2 学部長は、教授会の意見を聴いて、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、第7条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条 学部長は、教授会の意見を聴いて、学則第65条第1項の規定により、学生の短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第11条 学部長は、教授会の意見を聴いて、学則第66条第1項の規定により、本学部入学前に他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学部入学後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第9条及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(試験及び教育課程の修了認定)

第12条 所定の専門教育科目を履修し、試験に合格したものには単位を認定する。

2 試験は、学期末に筆記試験その他の方法により行うものとする。

第13条 専門教育科目の成績は、100点を満点として、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格、不可を不合格とする。

秀	90点以上
優	80点以上 90点未満
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

第14条 教育課程の修了は、教授会の意見を聴いて、学部長が認定する。

(追試験)

第15条 学生が、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった場合は、願い出により追試験を受けることができる。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第16条 成績評価の結果、成績が不可と評価された授業科目の単位を修得する場合は、次学期以降に開講される当該授業科目を再履修することができる。

2 再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(再試験)

第 17 条 成績評価の結果、専門教育科目の成績が不可と評価され再履修ができない特段の事情があると認められる場合に限り、再試験を受けることができる。

2 再試験に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部、再入学、編入学及び転入学)

第 18 条 学長は、転学部、再入学、編入学及び転入学を希望する者がいるときは、教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

第 19 条 転学部、再入学、編入学及び転入学を願い出た者に対する出願書類及び選考試験等については、別に定める。

(教育職員免許状)

第 20 条 教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、その授与を受けようとする免許状の種類に従い、別に定める所定の単位を修得しなければならない。

(建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

第 21 条 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 14 条第 1 号に規定する一級建築士試験の受験資格並びに同法第 15 条第 1 号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める単位を修得しなければならない。

(学芸員資格)

第 22 条 学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）が定める所要単位を修得しなければならない。

(研究生)

第 23 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書（写真添付）
- (3) 最終出身学校の卒業又は修了証明書
- (4) 在職中の者は、所属長の承諾書
- (5) その他本学部が指定する書類

(科目等履修生)

第 24 条 科目等履修生として入学を志願する者の提出書類については、前条の規定を準用する。

(雑則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 20 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 21 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 22 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 23 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 25 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 26 年度以前の入学者については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 27 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 28 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 29 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 30 年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前の入学者については、改正後の第 21 条の規定の適用を除き、なお従前の例による。

別表 I

授業科目及び単位数等

1. 専門教育科目(芸文基礎科目)

分野	科目名	単位数	の必修 / 選択等
基礎科目1群	芸文基礎演習A	2	◎
	芸文基礎演習D	2	○※1
	博物館概論	2	
	地域再生論	2	
	ジェンダーと創作	2	
	美学	2	
	日本美術史	2	
	西洋美術史	2	
	芸術デザイン史	2	
	文学と芸術	2	
	地球環境と人間	2	
	材料の科学(プラスチック)	2	
	材料の科学(塗料)	2	
	材料の科学(金属材料学)	2	
	構造計画	2	
	住居論	2	
	生活と環境	2	
	建築と文化	2	
	西洋建築史	2	
	素材と技術(金属・無機材料)	2	
人間工学概論	2		
働態学	2		
基礎科目2群	芸文基礎演習B	2	○※1
	芸文基礎演習C	2	○※1
	芸文総合演習A	2	○※2
	芸文総合演習B	2	○※2
	芸文総合演習C(シェルター)	2	○※2
	芸文総合演習D	2	○※2
	CG基礎演習	2	
	CG入門演習(3D)	2	
	建築とリサイクル	2	
	デザインのためのデータ活用実習	2	
	プレゼンテーション演習	2	
	まちづくり	2	
	色彩基礎演習	2	
	身体文化論演習	2	
	人と空間	2	
	インターンシップ実習	1又は2	

分野	科目名	単位数	の必修 別 選 取 等
基礎科目3群	プログラミング基礎演習	2	
	デジタルコンテンツ	2	
	デジタルコンテンツ演習	2	
	コンピュータグラフィックス	2	
	Web演習 I	2	
	Web演習 II	2	
	English for Art I	2	
	English for Art II	1	
	English for Art III	1	
	図学・製図実習	2	
卒業要件単位数		必修	2
		選択必修	8
		選択	22
		計	32

※選択必修科目8単位の修得方法について

芸文基礎演習B～D(※1)から4単位, 芸文総合演習A～D(※2)から4単位を修得すること。

備考

- ・◎は必修科目, ○は選択必修科目, 空欄は選択科目を示す。
- ・この表に掲げる授業科目のほか, 「特別講義」「特別演習」「特別実習」を設けることができるとし, 科目名及び単位数はその都度定める。
- ・選択必修科目において, 卒業要件単位数を超えて履修した場合は, 選択科目として取り扱う。

基礎科目1群:主に理論・講義系の基礎科目群

基礎科目2群:主に演習・実習系の基礎科目群

基礎科目3群:主に情報・語学系の基礎科目群

2. 専門教育科目(コース特色科目)

分野	科目名	単位数	必修/選択等の別			
			美術・工芸 コース	デザイン コース	建築デザイン コース	地域 シヨ ン コ ー ス
美術・工芸 関連	展示演習	2	○			
	造形芸術基礎演習	2	○			
	彫刻実習A	2	○			
	彫刻実習B	2	○			
	造形芸術実習A	2	○			
	造形芸術実習B	2	○			
	造形芸術実習C	2	○			
	絵画基礎演習A	2	○			
	絵画基礎演習B	2	○			
	絵画技法・材料演習	2	○			
	絵画実習A	2	○			
	絵画実習B	2	○			
	工芸基礎演習(金工)	2	○			
	工芸基礎演習(漆工)	2	○			
	工芸技法・材料	2	○			
	工芸実習(金工)A	2	○			
	工芸実習(金工)B	2	○			
	工芸実習(金工)C	2	○			
	工芸実習(金工)D	2	○			
	工芸実習(漆工)A	2	○			
	工芸実習(漆工)B	2	○			
	工芸実習(漆工)C	2	○			
	工芸実習(漆工)D	2	○			
	工芸実習(漆工)E	2	○			
	メディアアート基礎演習	2	○			
	メディアアート演習A	2	○			
	メディアアート演習B	2	○			
	メディアアート演習C	2	○			
	メディアアート演習D	2	○			
	メディアアート演習E	2	○			
デザイン 関連	デザイン概論	2		◎		
	コミュニケーションデザイン概論	2		○		
	デザイン基礎(ビジュアルデザイン演習)	2		○		
	デザイン基礎(プロダクトデザイン演習)	2		○		
	デザイン基礎(クラフトデザイン演習)	2		○		
	デザインマネジメント概論	2		○		
	デザイン展開(ビジュアルデザイン実習)	2		○		
	デザイン展開(プロダクトデザイン実習)	2		○		
	デザイン展開(クラフトデザイン実習)	2		○		
	デザインプロジェクトA(デザインマネジメント)	2		○		
	デザインプロジェクトB(クラフトデザイン)	2		○		
	デザインプロジェクトC(家具)	2		○		
	デザインプロジェクトD(ビジュアルデザイン)	2		○		
	デザインプロジェクトE(トランスポートデザイン)	2		○		
	デザインプロジェクトF(食器)	2		○		
デザインプロジェクトG(サインデザイン)	2		○			

分野	科目名	単位数	必修/選択等の別			
			美術・工芸 コース	デザイン コース	建築デザイン コース	地域キュレーション コース
建築デザイン関連	材料力学	2			○	
	建築インテリア構法	2			○	
	木質建築材料	2			○	
	木質建築材料実験	2			○	
	建築材料	2			○	
	建築構造	2			○	
	構造力学1	2			○	
	構造力学2	2			○	
	木質構造実習(木造軸組住宅)	2			○	
	環境工学	2			○	
	環境工学設計演習	2			○	
	建築設備	2			○	
	建築計画	2			○	
	建築法規	2			○	
	建築生産	2			○	
	建築再生実測演習	2			○	
	空間デザインC(戸建住宅)	2			○	
	空間デザインD(集合住宅)	2			○	
	空間デザインE(非木造の特殊建築物)	2			○	
	空間デザインF(建築再生)	2			○	
	空間デザインG(複合建築)	2			○	
	近・現代建築意匠	2			○	
	CADを用いた建築プレゼンテーション	2			○	
	日本・東洋建築史	2			○	
建築論	2			○		
暮らしとインテリア	2			○		
地域キュレーション関連	地域キュレーション演習	2				◎
	文化財分析法	2				○
	文化政策概論	2				○
	文化政策各論	2				○
	文化政策論演習	2				○
	美学各論	2				○
	美学演習A	2				○
	美学演習B	2				○
	東洋美術史	2				○
	日本・東洋美術史演習	2				○
	アート・マネジメント概論	2				○
	アート・マネジメント演習	2				○
	伝統文化論	2				○
	地域文化調査演習	2				○
	伝統文化論演習	2				○
	風景資源論演習	2				○
	風景資源論A	2				○
風景資源論B	2				○	
卒業要件単位数		必修	0	2	0	2
		選択必修	10	8	10	8
		選択	20	20	20	20
		計	30	30	30	30

備考

- ・◎は必修科目，○は選択必修科目，空欄は選択科目を示す。
- ・この表に掲げる授業科目のほか、「特別講義」「特別演習」「特別実習」を設けることができるとし，科目名及び単位数はその都度定める。
- ・選択必修科目において，卒業要件単位数を超えて履修した場合は，選択科目として取り扱う。

3. 専門教育科目(卒業研究・制作)

科目名	単位数	必修/選択等の別			
		美術・工芸 コース	デザイン コース	建築 デザイン コース	地域 コミュニケーション コース
卒業研究・制作	8	◎	◎	◎	◎

備考

・◎は必修科目を示す。

別表Ⅱ

芸術文化学部 卒業要件単位

卒業要件単位	区分ごとに必要な単位数	
124単位	教養教育科目：28単位以上	
	専門教育科目：86単位以上	芸文基礎科目：32単位 コース特色科目：30単位 卒業研究・制作：8単位

芸文基礎科目：芸術文化の諸領域を横断的に学ぶ専門科目

コース特色科目：各コースの専門性に特化した科目

他学部の専門教育科目の単位を修得した場合の取扱いについて

他学部の専門教育科目の修得単位は、卒業要件単位に含むことができる。

ただし、教養教育科目、芸文基礎科目、コース特色科目及び卒業研究・制作の各区分で必要な卒業要件単位に含めることはできない。